（種苗法施行規則の一部改正）

第三条　種苗法施行規則（平成十年農林水産省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（願書の記載事項等） **第五条**　（略） 2　法第五条第一項第五号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～七　（略） 八　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第六十五条第二項の規定の適用を受けようとするときは、その旨及び農林水産省関係福島復興再生特別措置法施行規則（平成二十四年農林水産省令第三十三号）第十八条の確認書の番号 九　（略） 3　（略） （登録料の額等） **第十九条**　（略） 2～5　（略） 6　福島復興再生特別措置法第六十五条第三項の規定の適用を受けようとするときは、第二項の品種登録料納付書にその旨及び農林水産省関係福島復興再生特別措置法施行規則第十八条の確認書の番号を記載しなければならない。 7　（略）	（願書の記載事項等） **第五条**　（略） 2　法第五条第一項第五号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～七　（略） 八　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第六十五条第二項の規定の適用を受けようとするときは、その旨及び農林水産省関係福島復興再生特別措置法施行規則（平成二十四年農林水産省令第三十三号）第四条の確認書の番号 九　（略） 3　（略） （登録料の額等） **第十九条**　（略） 2～5　（略） 6　福島復興再生特別措置法第六十五条第三項の規定の適用を受けようとするときは、第二項の品種登録料納付書にその旨及び農林水産省関係福島復興再生特別措置法施行規則第四条の確認書の番号を記載しなければならない。 7　（略）

○農林水産省令第十六号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項第一号、第三十二条第六項及び第四十六条第一項並びに農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）第三十条第一項の規定に基づき、農地法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

農林水産大臣　野上浩太郎

農地法施行規則の一部を改正する省令

農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（法人がその行う農業に関連する事業として行うことができる事業） **第二条**　法第二条第三項第一号の農林水産省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　（略） 二　農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給 三～五　（略） 六　農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給 （利用意向調査の対象とならない農地） **第七十七条**　法第三十二条第六項の農林水産省令で定める農地は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 （削る。） 一　農地中間管理事業の推進に関する法律第二十条（第二号に係る部分に限る。）の規定により農地中間管理権に係る賃貸借又は使用貸借の解除がされたもの 二　（略）	（法人がその行う農業に関連する事業として行うことができる事業） **第二条**　法第二条第三項第一号の農林水産省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　（略） （新設） 二～四　（略） （新設） （利用意向調査の対象とならない農地） **第七十七条**　法第三十二条第六項の農林水産省令で定める農地は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一　法第三十五条第二項ただし書の規定による通知に係るもの 二　農地中間管理事業の推進に関する法律第二十条の規定により農地中間管理権に係る賃貸借又は使用貸借の解除がされたもの 三　（略）